

公布された条例のあらまし

◇知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

第一 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和三年度

十二月期 百分の百六十七・五 ↓ 百分の百五十七・五

(2) 令和四年度以降

六月期 百分の百六十七・五 ↓ 百分の百六十二・五

十二月期 百分の百五十七・五 ↓ 百分の百六十二・五

第二 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和三年度

十二月期 百分の百六十七・五 ↓ 百分の百五十七・五

(2) 令和四年度以降

六月期 百分の百六十七・五 ↓ 百分の百六十二・五

十二月期 百分の百五十七・五 ↓ 百分の百六十二・五

第三 教育長の給与等に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和三年度

十二月期 百分の百六十七・五 ↓ 百分の百五十七・五

(2) 令和四年度以降

六月期 百分の百六十七・五 ↓ 百分の百六十二・五

十二月期 百分の百五十七・五 ↓ 百分の百六十二・五

第四 施行期日

令和三年十二月一日から施行することとした。ただし、第一の(2)、第二の(2)及び第三の(2)は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和三年度

ア 再任用職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 百分の百二十五 ↓ 百分の百十

(イ) 特定幹部職員

十二月期 百分の百五 ↓ 百分の九十

イ 再任用職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 百分の七十 ↓ 百分の六十五

(イ) 特定幹部職員

十二月期 百分の六十 ↓ 百分の五十五

(2) 令和四年度以降

ア 再任用職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 百分の百二十五 ↓ 百分の百十七・五

十二月期 百分の百十 ↓ 百分の百十七・五

(イ) 特定幹部職員

六月期 百分の百五 ↓ 百分の九十七・五

十二月期 百分の九十 ↓ 百分の九十七・五

イ 再任用職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 百分の七十 ↓ 百分の六十七・五

十二月期 百分の六十五 ↓ 百分の六十七・五

(イ) 特定幹部職員

六月期 百分の六十 ↓ 百分の五十七・五

十二月期 百分の五十五 ↓ 百分の五十七・五

第二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和三年度

十二月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百五十五

(2) 令和四年度以降

六月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百六十

十二月期 百分の百五十五 ↓ 百分の百六十

第三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和三年度

十二月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百五十五

(2) 令和四年度以降

六月期 百分の百六十五 ↓ 百分の百六十

十二月期 百分の百五十五 ↓ 百分の百六十

第四 施行期日

令和三年十二月一日から施行することとした。ただし、第一の(2)、第二の(2)及び第三の(2)は、令和四年四月一日から施行することとした。